

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第五十七号

##### 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号及び第十号中「資本」を「資本金」に改める。

第五条第一項第四号中「〇・九五パーセント」を「一・一〇パーセント」に改める。

別表第一の第十二号中「認定中小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同表の第十四号中「中小企業」を「中小企業者の」に改める。

別表第三の第十四号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に、「第十七条第二項」を「第七条第八項」に、「認定特定事業計画」を「特定商業施設等整備事業又は同条第九項に規定する特定事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改め、同表の第十五号中「第二十一条第二項」を「第七条第七項」に、「認定中小売商業高度化事業計画」を「中小売商業高度化事業に係る同法第四十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。